



みずの通信

税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2018.7

役員退職金のこと

役員退職金の判例が色々出ています。

役員退職金の裁判の争点は次の3つです。

- 1 本当に退職したのか。
- 2 退職金として類似業種の他の法人等と比準して高額ではないのか。
- 3 退職金を分割支給してよいのか。



まず、平成29年1月の東京地裁の判例です。

これは税務署側が勝訴し、高裁でも地裁の判決が支持され、現在、納税者側が上告し、最高裁の判断が待たれるものです。

常勤取締役であったものが非常勤取締役になり、実質退職したと同じ状況であれば、退職金の支給は認められます。勘違いがあるのは、代表取締役から平取締役になっただけでは退職とは認められません。常勤取締役から非常勤取締役になることが必要です。そして一般的には報酬は2分の1以下になることが必要と言われています。

事件は、代表取締役の時は月額200万円ほどの役員報酬を取っていましたが、退任後は月額70万円ほどとなり、3分の1ほどになりました。ただ、新しい代表取締役の報酬は月額85万円ですから、その差は少ないものでした。

多分、なぜ新しい代表取締役と代表を退任した取締役との報酬金額に差が少ないのかを税務署は問い合わせたのでしょう。そして、新しい代表取締役が1人前になる間、代表を退任した取締役がそれを補佐するということになっていて、その間、実質的には常勤であり、それなりの権限を有していたことが判明しました。そこで退職していないこととなり、退職金は役員賞与とされました。

退職金の適正額は、最終報酬月額×勤続年数×平均功績倍率とされています。

平均功績倍率とは類似業種の他の法人等の平均倍率です。

平成27年10月に東京地裁で平均功績倍率の1.5倍までは適正額である旨の判決がでました。

画期的な判決だと喜んだのですが、平成28年4月、高裁で逆転し、1.5倍は取り消されました。納税者側が上告したそうです。

役員退職金の分割払いは認められるか。その場合、未払を計上することは認められるか。または未払を計上しないで、分割支給の都度、損金に算入してもよいか。これは、どちらも「よい」ということになっています。

ただ、先ほどの常勤取締役から非常勤取締役になったような場合には、未払計上の退職金は認めないとされています。未払にするならば、あえてこの段階で退職金を支給する必要はなく、本当に退職したときでよいからです。ですから、未払計上しないで分割支給の都度、損金に算入するのならばよいのではないかとずーと考えてきましたし、そのように処理をし、税務署から何の指摘もなく過ぎてきました。

ところが、分割支給は認めない、一括支給しか認めない、と言われるようになりました。「えーっ。今さら、ばかな。脅しかな。」とっていたら、税務調査で否認され、不服審判所では、納税者側が負けてしまいました。平成24年のことです。これは大変だと、どうなることかと思ったら、平成27年

の地裁の判決で、税務署側が敗訴してしまいました。これも高裁でひっくり返らなければよいがと思
っていましたが、税務署側が控訴を断念したことから、判決が確定しました。

税務署側が地裁レベルで控訴を断念するのは大変珍しいです。

先端設備等導入計画のこと

導入した先端設備の固定資産税が最大3年間、免税される「先端設備等導入計画」の認定は、次の
ような手続きとなります。

導入予定の設備の工業会の証明書の申請と取得 経営革新等支援機関の事前確認書の取得 先端
設備等導入計画の申請（市町村） 先端設備等導入計画の認定（市町村） 設備取得 償却資産の申
告

従前の制度との手続き的違いは、次の通りです。

申請先が都道府県から市町村となったこと。

経営革新等支援機関の事前確認書が必要となったこと。（なお、経営革新等支援機関には私どもも
登録していますので、私どもに依頼していただければ事前確認書を作成します。）

認定後に設備を取得していただきますが、計画通り、必ず取得していただくこと。

いろいろなこと

陸上自衛隊の演習場である富士の裾野の地主にとんでもない巨額な地代が支払われているとは聞
いていました。その金額が防衛予算に入っていると。

この度、この地代の受け皿であった一般社団法人または財団法人に法人税が課税されたとのニュー
スがありました。

公益法人税制は、法人税法が定める収益事業から生じた所得のみに法人税を課税することとなっ
ていて、不動産貸付業は収益事業になると定められているものの、国等からの賃料は非課税とされてい
ます。

非営利型一般社団法人または財団法人であれば、この公益法人税制が適用されますから、課税当局は、
形式要件は非営利型であるが、特定の団体個人を利しているから、実質的に非営利型でないとして課
税しました。ほとんどの法人が修正申告したそうですが、1法人だけ審査請求したそうです。1法人
だけ逆らったというわけではなく、たぶん、代表して審査請求したのだと思います。行方が気にかかり
ます。詳細は不服審判所の判決が下りれば分かりますが、個人的には課税は国税局の無理筋の話に思
えます。

というのは、課税当局の「特定の団体個人を利している」とは、「地元学校への寄付、婦人会等への
助成事業」であり、「地元だけへの還元」はだめだということです。

加納まちづくり会が岐阜加納ロータリークラブとの協働で「加納のまち」という小冊子を作成しま
した。

加納の歴史、現在について掲載されています。昔から加納在住の人にとっては、大変懐かしい写真
も掲載されています。

もしご興味がありましたら、ご一報ください。無料です。



岐阜の重鎮である某弁護士さんの話です。

観光に行くってよく言うでしょ。観光ってどんな字を書く？

「光」を「観る」って書くでしょ。人は、虫と同じ。光を見たがる。光に惹かれるんだよ。だから、
人を引っ張っていかうと思うのであれば、光を見せてあげないといけないんだ。



薄月夜 花くちなしの 匂いけり（正岡子規）